

令和 6 年 1 0 月 9 日
開 催 市 気仙沼市

第 1 8 5 回 東 北 市 長 会 総 会
各 県 市 長 会 提 出 特 別 決 議 案

東 北 市 長 会

件 名	頁
東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故 への対応に関する決議	1
国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議	13
子育て支援の充実に関する決議	16
国際リニアコライダーの誘致実現に関する決議	22
公立病院への経営支援に関する決議	23

東日本大震災からの復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

（岩手県市長会・宮城県市長会・福島県市長会提出）

東日本大震災から13年が経過し、被災した自治体が懸命の取組を続ける中、それぞれの自治体は、復旧・復興の段階に応じた種々の問題に引き続き直面している。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、令和6年8月現在で、福島県民だけでも約2万6千人もの方々が避難を余儀なくされており、放射線被ばくによる健康被害への不安、風評による観光客の激減など様々な影響を及ぼしている。

令和7年度で終了となる第2期復興・創生期間以降においても、被災自治体が地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興を進めるためには、引き続き、復興財源の確保はもとより、復興事業に係る専門的知識を有する人材の確保、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等を図ることが必要であり、今後新たに顕在化する課題に対しても引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。

また、国は、「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえ、昨年8月24日からALPS処理水の海洋放出を行っているが、今後、処理水の海洋放出による水産業等への甚大な影響が憂慮される。

よって、国は、被災地の日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故の早期収束へ向け、自らの責任のもと着実な取組を強力に推進するとともに正確な情報の迅速な公表に努め、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

（1） 現在未利用地となっている防災集団移転元地等については、沿岸部のハード事業及び防災集団移転促進事業による土地の買収が完了したが、埋没支障物の除去や周辺道路との高低差解消のための盛り土など、将来的に必要となる最低限の基盤整備費用が大きな負担となっており、利活用の検討が進まない要因の一つとなっていることから、未利用地活用の具体的な計画策定に積極的に取り組めるよう、防災集団移転元地等の基盤整備に活用できる新たな財政措置を講じること。

（2） 災害援護資金の貸付は、所得が一定に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。よって、国は、自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、自治体の国に対する償還期間を延長すること。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、破産手続きが開始されたものに対する償還免除など一部免除要件が緩和されたものの、強制執行を行い回収できない場合においても免除の対象にならないなど、実態を踏まえれば不十分であることから、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に合致するような、回収困難な案件については償還免除にできるよう免除要件を改めること。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、国に

において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (3) 震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道(汚水)マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続すること。
- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、被災した全ての子どもが義務教育を終える令和7年度までは全額国費による支援を継続すること。
- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (5) 東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業について、建物管理開始後6年目以降は災害公営住宅の入居者の家賃の負担割合が段階的に増え、国の補助額は低減することとなっているが、収入の増加の見込めない高齢者世帯など、入居者の状況に応じ自治体独自に減免を行った場合において財政措置を講じるとともに、事業期間を延長し、自治体が11年目以降も減免を行う場合には同様の措置を講じること。

また、災害公営住宅家賃低廉化事業について、令和3年度より、管理開始から10年間は現行制度のまま継続され、11年目から20年目は補助率が5/6から2/3と引き下げられることとなったが、今後、更なる補助の引下げを行わないよう見直し後の補助水準を維持し、安定的な財政支援を継続すること。

- (6) 津波により広域かつ甚大な被害を受けた沿岸地域において、全壊家屋の再建等に対し最大300万円を支給する被災者生活再建支援制度があるものの被災者の中には高齢者や生活困窮者など自宅再建が困難な方もいることや半壊家屋については対象外となっていることがあり、住宅の再建状況が依然として低い状況にある。被災者生活再建支援制度については、令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者が自らの望む生活再建を果たせるよう、被災者の生活状況や被災地の実態等を踏まえ、更なる見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

- (1) 国は復興道路・復興支援道路の緊急整備など被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組むとしているが、避難者の生活支援など被災地域の確実な復興再生を図るためには、更なる幹線道路網の充実強化や地域の復興に寄与する道路整備を促進する必要があることから、重要物流道路について、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保できるよう、指定された道路の機能強化や整備に重点支援を行うとともに、災害時の拠点施設等とを連結する県道や市道などの基幹道路や、地域の骨格となる事業中・計画中の路線を確実に指定すること。
- (2) 津波被災地である浜通りの復興加速化を図るため、福島県が戦略的に取り組んでいる県道小野富岡線、小名浜道路等の浜通りと中通りを結ぶふくしま復興再生道路の整備促進を図ること。
- (3) 災害時の代替路確保や救急搬送時間のさらなる短縮、物流の向上による産業復興等に向けた円滑な道路交通ネットワークの実現は福島復興に不可欠なものであることから、令和8年度ま

でに開通の見通しである国道 13 号福島西道路の南伸を確実に行うこと。

- (4) 原子力災害からの復興・再生及び避難住民の帰還を加速させるため重要となる県内の基幹的な道路の整備、特に、常磐自動車道の早期全線 4 車線化、国道 6 号の南相馬市内一部 4 車線化のため十分な整備予算を確保するとともに、(仮称) 小高スマートインターチェンジの早期整備のための財政的・技術的支援をすること。
- (5) 復興を加速化させていくため、J R 常磐線の利便性向上は必須であることから、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、特急列車についての福島県浜通り地方から首都圏への早朝及び夜間の運行本数の増便や更なる運行時刻の見直し、福島県浜通り地方と仙台を結ぶ快速列車の新設などの利便性の向上、首都圏エリアと仙台エリアをまたぐ S u i c a 利用の早期実現、及び桃内駅に S u i c a に対応できる設備の整備を行うこと。

また、福島県浜通り地方が東日本大震災及び原発事故の影響により、高齢化が急速に進展したことや復興途上であるという特殊事情を鑑み、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、小高駅及び鹿島駅について、バリアフリー法に基づき早期に駅構内にエレベーターを設置すること。

なお、これらの達成状況を踏まえ、東日本旅客鉄道株式会社に対し、必要な財政支援を行うこと。

- (6) 東日本大震災により沿岸部においては地盤沈下が発生し、広範囲にわたって浸水したことから、住民の生活基盤再建のため、雨水排水のためのポンプ場をはじめ震災対応に不可欠な施設を整備したところであるが、これら施設の維持管理費について、特別交付税の措置率の嵩上げを講じること。また、これら施設は恒久的に活用するものであり、将来老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となるため、改築・更新に対する財政支援についても検討すること。
- (7) 防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第 2 期復興・創生期間の課題であることから、復興庁の「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」等の支援策を継続するとともに、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。
- (8) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、国が主体となって特段の措置を講じること。
- (9) 東日本大震災事業者再生支援機構、宮城産業復興機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、国から要請すること。
- (10) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新增設の強力なインセンティブになっており、移転元地の利活用や雇用創出など、真に復興を成し遂げるために不可欠であることから、令和 7 年度以降も継続または津波被災地に特化した企業立地を促進する類似制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和 13 年まで延長するなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

4. 原子力発電所事故に関する対応への財政支援等について

- (1) 第 2 期復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、現行と同様の枠組による継続的かつ安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立つて取り組むこと。

- (2) 放射能災害として実施する除染・放射線のモニタリング、健康管理、心のケア、食品の放射線量測定、風評被害対策など、原発事故由来の事業については、市民の安全・安心のため長期に及ぶことが予想されるため、全額国費による財政措置を長期的に継続すること。
- (3) 原子力災害からの復興が成し遂げられるまで、こどもを健やかに生み育てるために行っている屋内遊び場の運営等の財源である被災者支援総合交付金の財源を確保すること。

また、原発事故からの時間の経過とともに変化する被災地の状況等を踏まえながら、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域12市町村の枠組みを超えた浜通り全体として捉えた財政支援が必要であるため、第2期復興・創生期間以降も、福島再生加速化交付金事業をはじめとした支援について、当該12市町村から避難者を多く受け入れるなど当該区域の復興を支える周辺地域を含め、浜通りを一体として捉えた特段の措置を講じること。

また、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）について、令和8年度以降も継続すること。
- (4) 原子力災害被災地域の各自治体においては、住民帰還や移住・定住の促進等により震災前の暮らしを取り戻すための取組を継続しているが、一方で、避難等に伴う急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、地域コミュニティの維持や教育施設（小学校、給食センター等）の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られていることから、復旧・復興状況に応じた行政サービスや公共施設の再構築など、より良い地域再生の取組への財政支援を行うこと。
- (5) 避難指示区域等からの長期避難者の居住地の帰属のあり方から生じる、避難者への適切な行政サービス提供や避難者と受入れ自治体住民の交流促進、地域コミュニティの確立等の諸課題について解決に努めること。
- (6) 全国避難者情報システムに基づく避難者登録制度について、避難の終了や変更が生じているものの、避難者からその旨の届出がないことで避難者名簿が正確性を欠き居住実態が把握できない世帯が多い状況では、避難先・避難元の自治体が行っている避難者への支援に支障が生じることとなるため、避難の実態を十分に把握できるよう必要な見直しを図り、実効性を確保すること。

5. 放射性物質の除染対策について

- (1) 指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が8,000 Bq/kg以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分すること。また、8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な負担を行うこと。
- (2) 除染実施計画に基づく除染は完了したが、今後人への健康影響等が懸念されられると思われる箇所が判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について継続した支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において除染を実施すること。
- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応すること。
- (4) 搬出困難な現場保管除去土壌について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計及び財源確保を行うとともに、国の責任において最後まで対応すること。
- (5) 学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染土の処理基準を早急に明らかにすること。
- (6) 農地への原状回復において、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失について財政措置を講じること。また、仮置場の提供の経緯等を踏まえ、地権者の意向や地域実情に応じて、農地への原状回復を前提と

せず、用地返還後に農地以外の用途に利用する場合に必要な農地法及び農業振興地域の整備に関する法律による所定の手続きを含め弾力的に対応するとともに、返還後に補修等が必要となった場合においても、措置を継続すること。

- (7) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理及び最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

6. 廃炉・汚染水対策について

- (1) 廃炉対策について、度重なるトラブル等により、度々重要作業の工程延期等の問題も発生していることから、国内外からの英知を結集し、国が責任を持って安全かつ確実に完遂するとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。
- (2) ALPS処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。
また、継続して厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うとともに、国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い分かりやすい情報発信を実施し、国内外からの風評被害が発生しないよう、国が責任をもって「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を確実に実行すること。
- (3) ALPS処理水の処分について、海洋放出以外の処分方法およびトリチウム除去技術の継続検討を行うこと。
- (4) 放射性物質の測定にかかる費用について令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

7. 放射能教育について

国民の間で放射能に関する理解が進んでいないことから、高等学校の入学試験や国が関わる試験に放射能に関する設問を検討するなど、こどもから大人まで幅広い年齢層が放射能に関する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を国を挙げて取り組むこと。

さらに、国内外に対し、福島県の現状に関する正しい情報を発信し、風評を払拭すること。

8. 原子力発電所事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) ALPS処理水の海洋放出は長期間にわたる取組が必要であり、新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、徹底した安全対策を始め、正確な情報発信や輸入規制の緩和・撤廃に向けた対応を行うことはもとより、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業、商工業を始めとする幅広い業種に対する、万全な風評対策を徹底的に講じること。
また、新たな風評被害を最小にとどめるために自治体を実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、財政支援措置を講じること。また、それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう、また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応すること。
また、原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分にに関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。
- (2) 被害を県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うよう、国が強く指導監督すること。
- (3) 農林水産業に係る営業損害については、国内外を問わず風評被害が発生し続けている状況を踏まえ、十分な賠償を確実かつ迅速に行わせること。また、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を円滑に行

わせること。

また、避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に行わせること。また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応させること。

- (4) 原発事故の原因者としての責任を自覚させ、山菜・野生きのこ類の出荷制限による損害を受けた産直組織等が行う請求事務について、簡素化等により、生産者の負担にならない賠償請求事務が行えるよう強く指導すること。
- (5) 原木しいたけの生産において、地元産原木が利用できない状況にあることから、原木の調達に係る経費の掛り増しについて、新規参入者と規模拡大意向者への賠償範囲の拡大、立木等にかかる財物賠償実現に向けて強く指導すること。
- (6) 商工業等に係る一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。

また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行わせること。

また、商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行わせること。また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組みながら柔軟に対応し、被害者の負担を軽減させること。

また、同様の損害を受けている被害者が請求の方法や時期によって賠償の対応に相違が生じることのないよう、風評被害の相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準や個別事情に対応した事例を公表・周知するとともに、書面で理由を明示するなど被害者への分かりやすい丁寧な説明を徹底して行わせること。

- (7) 「中間指針第五次追補」の基本的な考え方に明記されたとおり、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応させること。また、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせること。

また、東京電力の賠償部門の体制強化はもとより、福島県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行わせるとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」及び「和解仲介案の尊重」の「3つの誓い」を厳守させること。

また、賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行わせること。

また、東京電力に対する様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底させること。

また、被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要な十分な財源を確保すること。

- (8) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れさせ、確実かつ迅速に賠償を行わせること。
- また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず、直接請求によって一律に対応させること。
- (9) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。また、同センターによる和解仲介について、改めて広く県民に周知を図り、個別の事情についても迅速かつ確実な賠償がなされるよう取り組むこと。
- (10) 被災者に対する損害賠償を円滑に行うため、手続きを簡略化させるよう指導するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。
- (11) 被災者が独自に行った除染費用について、東京電力が全額賠償するよう強く指導すること。
- (12) 放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされていることによる平成 24 年 9 月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償を行わせること。
- (13) 自治体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続を簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行わせること。
- また、ALPS 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組が必要であり、新たな風評被害が発生した場合の影響を最少にとどめるために実施する風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること。
- (14) 中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償の請求受付に関し、東京電力における賠償部門の体制や周知内容の不備などにより自治体の業務に過剰な負担が生じたことから、自治体窓口の対応支援を含め、誠意を持って対応させること。
- (15) 原子力発電所事故によって生じた税収の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。
- また、自主避難者の発生に伴う水道使用料金の減収や原子力発電所事故の風評により観光客が減少したことによる公立観光施設における逸失収入について、全て確実かつ迅速に賠償を行わせること。
- (16) 自治体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行わせること。
- (17) 自治体の財物の賠償については、自治体等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。
- (18) 原子力損害賠償紛争解決センターによる県や市町村の和解仲介実例を被害の状況が類似している他の自治体における損害にも適用し、直接請求により公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。
- (19) 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。
- また、国においても、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知や、更なる法制度の見直しも含め必要な対応を行うこと。

9. 住民の健康確保等について

- (1) 原発事故に伴う健康管理対策に関して、国は責任をもって主体的に取り組むこと。また、福島県内の自治体に今後の方針等を説明、及び意見交換を行うこと。
- (2) 原発事故による風評の影響により医療人材が不足している被災地において、地域医療再生基金など医療人材確保のための医療機関等への支援や自治体への財政措置を継続すること。また、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、医師の高齢化に伴う医業継承者の確保に向けた財政支援を講じること。
- (3) 被災地においては、原発事故の影響による医師・看護師など医療従事者の慢性的な不足や医師の高齢化により、二次救急医療機関が未だに震災前の医療提供体制の回復にいたっておらず、さらに、夜間における一次救急医療体制の確保も困難であり、その結果、夜間における二次救急医療機関への負担が増大していることから、夜間における二次救急医療機関への負担軽減を図ること。
また、より強固な一次救急体制を確立するため、一次救急体制を再構築するとともに、継続的な運営に関する財政支援など、新たな支援体制を創設すること。
- (4) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を継続すること。
- (5) 全ての被災者の健康の確保、特にこどもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応への人的及び財政的措置を講じること。
- (6) 内部被ばく検査・外部被ばく検査に係る機器更新などの経費や検査体制維持に係る経費は国が責任をもって負担すること。
- (7) 福島県県民健康調査における甲状腺検査について、「県民健康調査」検討委員会では、先行検査から検査4回目までの結果に対する見解において、「甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」「全体的に被ばく線量が低く、今後も一貫した関連は見られない可能性が高いが、特に、甲状腺等価線量が相対的に高く、かつ放射線に感受性の高い、原発事故当時乳幼児であった世代を今後しっかりとフォローしていくためにも、引き続き、見守りが必要である」と評価しているが、この評価も踏まえ、国においても、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討等を行い、被災者の健康状態について引き続き検証すること。
- (8) 長期にわたり18歳までの医療費無料化を行うこと。
- (9) 原発事故の影響により、要支援・要介護認定者が増加しているが、スタッフ不足により施設定員に達するまでの入所ができない状況が発生していることや、保育士が確保できず待機児童が発生している施設があるなど十分な福祉サービスが提供できない状況にあり、避難者の帰還を妨げる要因となっていることから、障がい者支援施設及び介護施設従事者、並びに、保育士及び幼稚園教諭の確保に向けた財政支援を講じること。また、令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、このような被災地の現状も鑑み、改定前に戻すことを含め早期に見直すこと。
- (10) 震災と原発事故の影響により多くの住民が避難・転出し人口減少が著しい地域において、魅力ある教育・保育内容を実現できる民間施設の運営体制を確保するため、こどものための教育・保育給付費の公定価格に特別な地域区分を創設するとともに、公立施設に対しても同様に財源を確保することにより、この地域における幼児期の教育・保育の安定的な提供を積極的に支援すること。
- (11) リアルタイム線量測定システムについては、安全安心を確保するためのモニタリング体制に関する関係自治体の意見を尊重し、国としてあり方を検討するとともに、その費用負担は国が責任をもって対応すること。

また、可搬型モニタリングポストについては、今後の方針が示されていないことから、早期に方針を示すとともに、リアルタイム線量測定システムと同様に関係自治体の意見を尊重すること。

10. 農林水産業への支援について

- (1) 農林水産物について、風評被害対策として、国の主導により継続的な風評の払拭及び新たな風評を生まないためのあらゆる施策を講じるとともに、国内外に向けた安全性や魅力をPRする広報活動を展開すること。また、ALPS処理水の海洋放出完了まで漁業者が安心して漁業を継続できるよう、「常磐もの」の販路拡大に係る支援や後継者対策を含めた長期的な漁業者支援を講じること。

- (2) ALPS処理水の海洋放出を踏まえ、農林水産物の販路拡大などの風評被害対策事業の強化及び各種PR販売事業に対し、長期的な財政措置を講じること。

特にALPS処理水の海洋放出に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、試食用食材についても対象とするなど支援対象を拡大するとともに、適時適切かつ効果的な事業展開にも対応できるよう指令前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

- (3) 昨年からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生していることから、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。

- (4) 原発事故に伴い農産物等の輸入停止措置を講じている6の国や地域に対し、早期の規制撤廃を求める働きかけを行うこと。

また、ALPS処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域の科学的根拠に基づかない日本産食品輸入規制措置の撤廃を求めるなど、国が積極的に対策を講じること。

- (5) 被災地においてイノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖が続いている状況下においては、単一の市町村だけの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、年々増加する捕獲頭数に比例して、解体後の処理の費用も増加しているため、解体せずに処分可能な減容化処理施設への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

- (6) 野生動物肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、有害鳥獣による農作物被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう、復興財源の活用も含めて十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。特に、イノシシについては、その捕獲に係る助成金について、成獣・幼獣の区別なく、捕獲頭数に応じた十分な財政支援を行うこと。

- (7) 原発事故の影響もあり、被災地域においては、農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっていることから、小規模な基盤整備など営農再開に向けた支援や、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

また、被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの事業を構築するとともに、その推進に対して財政支援を行うこと。

11. 産業の流出防止と支援について

- (1) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、第14次公募が最終となった

ところであるが、依然として工場等の新增設が不十分な地域もあることから、同等の補助制度を創設するとともに、工業団地整備及び産業集積拠点を結ぶインフラ整備に係る費用を対象とすること。

- (2) ALPS 処理水の海洋放出による風評被害や嫌がらせ行為に対して、経済復興が後戻りすることがないように、新たに独自の基金や交付金制度など、補償等の対策を講じること。また、風評払拭のため、国内外への情報提供や販路拡大等の取組を拡充し、継続すること。
- (3) 風評により落ち込む観光客の回復を図るため、ポストコロナ禍における観光誘客や観光需要回復に向けた取組、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者の誘客、MICE の開催・誘致・施設整備、観光資源の開発、観光地のハード整備などの各種施策に対する財政措置、訪日外国人も含めた受入のための宿泊施設の整備・改修等にかかる補助制度の充実など、国内外からの観光誘客に資するあらゆる施策を講じること。また、支援の際は、手続きを省略化し、スピーディーかつ柔軟で利用しやすい制度設計とすること。
- (4) 風評も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、空き店舗等の解消に係る財政措置、税制や融資・助成などを含めた中小企業への総合的な支援策、及び被災地における先進的な取組を行っている企業等に対する支援策を講じること。

12. 新たな産業と雇用創出の支援について

- (1) 福島県を再生可能エネルギー先駆けの地とする福島新エネ社会構想の実現に向け、ペロブスカイト太陽電池の社会実装化等の太陽光発電、小水力・バイオマス・地熱発電を始めとした再生可能エネルギーの推進、蓄電池設備や FC バス、FCV 等の普及拡大、水素ステーションなどの供給体制の整備、水素エネルギーシステムの開発等に対する支援、設置技術基準や保安検査の更なる規制緩和など総合的かつ積極的な支援を行うとともに、GX 及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた支援を行うこと。

また、電力会社と連携して、国が主体的に広域的な系統利用システムの構築や送電網強化に取り組むこと。

また、避難指示区域が解除された区域においては、原発事故に伴う避難指示の影響により空き地が増え、復興の過程で土地利用が定まっていく隙間をつくかたちで市街地や農地等に、太陽光発電設備が無秩序に設置され、本来であれば高圧太陽光発電設備（50KW 以上）のものが、低圧太陽光発電設備（10～50KW 未満）として、分割して国に FIT 認定申請されていると考えられる事案が散見されており、復興の妨げになっている。また、非 FIT 案件についても令和 4 年 4 月の電気事業法施行規則の改正で FIT 法同様の分割案件に係る設置規制が設けられたものの、国に対する申請行為自体が発生しないため、FIT 案件以上に意図的な分割案件に対する規制が難しくなっている。今後、さらに非 FIT 案件が増えることが見込まれることから、FIT 法及び電気事業法の分割案件について、「発電事業者」又は「登記簿上の地権者」が同一の場合に加え、産業用太陽光発電の施工販売を行う事業者が、隣接した土地などにおいて、複数の太陽光発電を販売する目的で設置する場合も分割案件の対象とするなど、FIT 制度の根本的な問題点を解消するため、FIT 認定に係る審査基準の見直しや審査の厳格化など実態を踏まえた対策を早急に講じること。

- (2) 福島・国際研究産業都市構想（福島イノベーション・コースト構想）の更なる推進を図り、福島県全域で復興・創生を実現するため、福島の新産業創出、国際競争力強化、先導的な取組による「新生ふくしま」の創造に向けた「重点推進計画」を着実に推進するものとし、産業振興に向けた創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、資金調達の円滑化、深刻な人材不足の解消等に向けた必要な措置を講じること。

- (3) 福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、地域の実情や特性を十分に踏まえながら、地域を取り巻く環境の変化やこれまでの成果を踏まえた施策の見直しを行い、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」において目標としている 2030 年頃の目指すべき姿を改めて共有した上で、第 2 期復興・創生期間以降も、引き続き、国が前面に立って、取組を一層加速化させるために、十分な財源を確保するとともに、継続的な支援を行うこと。
- (4) 創造的復興と持続的な産業基盤の形成を実現するため、国は、福島県立医科大学や福島大学などの研究機関との連携強化及び高速交通網や福島県内の地域資源の活用を図りながら、福島国際研究教育機構（F－R E I）や福島イノベーション・コースト構想の事業を浜通り地域だけでなく福島県内各地域に広く進め、関連企業の誘致や先端産業の集積を図ること。また、福島県内全域において、移住・定住等の促進に資する取組を強力に推進すること。
- (5) 福島ロボットテストフィールド・国際産学官共同利用施設が国内外のロボット関連企業に活用されるよう情報発信を強化するとともに、ワールドロボットサミット 2025 に代表されるような大規模イベントの開催を通じて、広く一般の認知度向上に繋げることで、福島ロボットテストフィールドを核とした産業に必要な人材誘導や産業の活性化に向けた取組を支援すること。
- (6) ロボット産業を集積させるため、企業立地を促す「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」や企業の技術革新を促す「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」について、同様の支援内容で第 2 期復興・創生期間後も継続すること。また、マッチング促進支援など既存企業への支援を強化するとともに、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」など被災事業者の帰還・再建を促す支援についても、同様の支援内容で第 2 期復興・創生期間後も継続し十分な予算を確保すること。
- (7) 福島イノベーション・コースト構想の下、産学官連携による地元企業の新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組を促進させるため、ロボット・ドローン、航空宇宙など重点 6 分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、広域的なネットワーク構築に向けた各種支援策を講じること。
- また、新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を一層呼び込むためインキュベーション施設の整備やスタートアップ支援の拡充に取り組む自治体に対して財政支援を行うこと。
- 加えて、地域教育水準の向上とグローバルな人材の育成、新たな農業の担い手など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域の人材育成に係る取組への支援を行うこと。
- (8) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、浜通り地域が一体となり面的な拠点形成することが重要であるとともに、新産業創出等研究開発協議会等を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って、引き続き先頭に立ち機構の体制充実や財源の確保など特段の配慮を講じること。
- また、福島国際研究教育機構（F－R E I）の効果を広域的に波及させるためには、J R 常磐線の利便性向上が必須であり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、常磐線の特急等の増便を働き掛けるとともに、必要に応じて運行に関する財政支援を検討すること。
- (9) 福島国際研究教育機構（F－R E I）における研究開発の産業化にあたっては、福島県内全域における研究開発成果の社会実装化や新産業創出の早期実現を図るため、対象地域を浜通りに限定することなく、中通りや会津地方を含めた福島県内各地域へのサテライトオフィスの設置や情報交換の場の設定など、技術開発・実証等に積極的に取り組む企業や自治体等との産学連携に向けた具体的な体制構築を検討すること。
- (10) 福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生基本方針に則して、内閣総理大臣の認定を受

けた重点推進計画において「常磐自動車道のインターチェンジから各拠点へのアクセス機能、及び各拠点間を結ぶアクセス道路網の強化を図る」とされたことを踏まえ、福島イノベーション・コースト構想の実現を図るため、福島ロボットテストフィールドと南相馬インターチェンジを結ぶインターアクセス道路（主要地方道原町川俣線）について、早期整備のため十分な支援を講じること。

13. 原子力被災地域の被災者支援の充実について

- (1) 避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援が見直され、令和4年度を周知期間とし、令和5年度以降における保険料の免除措置に係る激変緩和措置と一部負担金等の免除期間が示されたところであるが、当該被保険者への周知に係る経費及び長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を行うとともに、コールセンターの設置に係る支援について継続すること。

また、一部負担金等免除措置の財政支援の見直しによる医療費等への負担増により、受診控えが生じ住民の健康維持確保が損なわれることが懸念されることから、高齢者をはじめとした被災者のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を講じること。

- (2) 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、適切に令和7年度以降も継続すること。
- (3) 母子避難者等に対する高速道路無料措置に関する事務については、国が主導的に進めるべきものであることから、当該業務を自治体を実施させる場合は、明確な根拠を示し、人件費や事務費等の経費について、国が責任をもって負担すること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

（青森県市長会・秋田県市長会・岩手県市長会・福島県市長会提出）

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。東北においても、近年、前線や台風による風水害、地震災害が頻発しており、令和元年東日本台風、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖を震源とする地震災害、令和4年8月の大雨災害、令和5年台風第13号、令和6年7月の大雨被害など大規模な災害の発生により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保をするため、令和3年5月に災害対策基本法が改正されるとともに、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定が法定化されたところである。

しかしながら、公共施設及び社会インフラの維持、補修及び長寿命化対策等に関しては、近年、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は自治体からの予算要望額に対する国費配分額が低く、計画的な事業の推進に支障が生じている。

さらに、国は「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の想定や「想定し得る最大規模の降雨」で河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域について公表しており、これらの津波・洪水から住民の生命を守る津波避難タワー等の避難場所、避難所及び避難路の整備には多額の整備費用を要する。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 令和6年度能登半島地震など、近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内のできるだけ早い時期に策定し、当初予算を含め、必要な予算・財源を通常枠とは別枠で確保すること。

2. 「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」等について、着実に地域における防災・減災対策を実施するとともに、更なる対策が強化できるよう対象事業の拡充や交付税措置率の引き上げ、事業期間の延長を図り、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。
3. 今後発生し得る大雨災害に備え、国管理の河川については、単なる復旧だけではなく、抜本的な河川改修、堆砂除去、流域内にあるため池や調整池等の既存ストックを活用した貯留施設への改築などの治水対策を実施するとともに、必要な予算を確保すること。

また、県や市町村が管理する河川については、河川管理者である各自治体に対し、抜本的な改修及び堆砂除去などの治水対策を実施するための財政的・技術的な支援を含めた措置を講じること。

さらに、想定以上の出水に対しても被害を最小限に抑えるため、国は流域市町村と連携し、「流域治水」による本川・支川及び流域の内水対策の更なる推進を図ること。また、「流域治水プロジェクト」において、ハード・ソフト一体での流域対策が確実かつ早期に実施されるよう、財政的・技術的な支援を行うとともに、必要な事業を計画的に執行ができるよう、十分な財政措置を講じること。

4. 令和元年東日本台風からの復旧・復興について

- (1) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、堤防未整備箇所等の早期整備や河道掘削、樹木伐採等に取り組むとともに、大規模災害が頻発している昨今の状況を鑑み、期間終了後も継続して河川の治水対策促進を図ること。
- (2) 令和元年東日本台風の被災企業等が今後も安心して市内で事業が継続できるよう、被災企業等が同一市町村内へ移転する場合の支援制度の創設、大企業等を含めた被災事業者全てが対象となる支援制度の拡充、グループ補助金における補助対象の拡大、かさ上げなど浸水被害への自衛措置に係る支援制度の創設など、必要な支援を行うこと。

5. 最大クラスの津波想定等への支援について

- (1) 津波避難場所等の整備費用に対し、既存の交付金事業において津波避難対策用予算枠を設けるなど十分な財源を確保するとともに、充当率及び交付税措置等が高い地方債の活用を通じ自治体の財政負担の更なる軽減を図るほか、防災対策に対する自治体への助言を行うこと。
- (2) 公表された浸水想定区域内に立地している、避難場所及び避難所に自治体が指定している学校や行政施設の移転・建設に要する経費について、財政支援を行うこと。

6. 橋梁の耐震化について

- (1) 令和6年能登半島地震において道路等のインフラが甚大な被害を受け、集落の孤立が多発・長期化したことを踏まえ、災害時に避難経路や緊急輸送道路として安全に使用できるよう、多額の費用がかかる橋梁の耐震化について、個別に補助制度を創設するなど、必要な財政措置を講じること。
- (2) 道路・橋梁等の平常時の維持管理とともに、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するため、地方整備局及び管内各河川国道事務所の体制充実・強化を図ること。

7. 令和10年度の概成及び令和15年度に完成を目指している久慈港湾口防波堤の整備を推進するため、必要な財源を確実に確保すること。

8. 災害発生時における災害派遣、物資、避難者等の輸送手段を確保するため、早急に耐震強化岸壁の整備を行うこと。

9. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて

- (1) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について、対象となる工事内容が国により細かく規定されており、被災者が求める復旧工事の実態に即していないことから、被災実態に合わせて対象工事の見直し及び緩和を行うこと。
- (2) 設備機器類は同等品を条件としているが、築年後10年以上経過すると、性能向上等により異なる機器の選択肢がでてくることや、家族構成の変化に伴い機器容量等、現状に合致しないケースがあることから、対象要件について「設備機器類の同等品」を撤廃すること。
また、近年の異常気象も考慮し「エアコン」も補助対象として追加すること。
- (3) 「自らの資力では応急修理をすることができない」と規定している資力要件について判断基準の明確化を図ること。

10. 被災者生活再建支援制度については、令和2年12月の改正により「中規模半壊」区分が追加され、対象範囲が拡大したものの、災害時における生活再建等に係る資金確保には十分ではないことから、被災者の実態等を踏まえ、支援金の増額や対象範囲の拡大など更なる見直しを図るとともに、被災者への迅速な支給を実現し、申請に伴う被災者の負担軽減及び被災自治体の事務を軽減するため電子申請による手続きの簡素化を図ること。
11. 大規模盛土造成地の安全対策については、変動予測調査の実施結果を公表することで住民の理解を深めていくとともに、危険箇所の滑動崩落防止工事を進めることが重要であるとされており、国は宅地耐震化推進事業を創設し調査や工事を行う自治体を支援しているが、変動予測調査や滑動崩落防止工事には多額の費用を要すること、住民の生命を守るとともに持続可能な経済成長を促すためには周辺に家屋が少ない工業団地などについても対策工事が必要であることから、宅地耐震化推進事業の交付率の引上げ及び交付要件の緩和を図ること。
12. 山地で多く開発される大規模太陽光発電施設について、森林法の見直し以前の計画も含め、景観の破壊や土砂災害等が発生する恐れがある計画に対して、法規制を強化するとともに、設置計画等への対応については、地元住民の意見や懸念を十分に聴取し、生活環境や安全を守る対策を国と県が連携して講じることができるとする仕組みとすること。
13. 福島空港については、平成29年10月に福島県が警視庁と「福島空港における富士山等の噴火時の退避場所確保に関する覚書」を締結するなど、防災拠点として期待が高まっており、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震への対策が急務である状況にあって、広域的な支援体制も含めた防災対策の必要性がますます高まっていることから、福島空港を中心とした周辺地域を、首都圏などの補完機能を備えた東北圏域の防災施設の中核となる基幹的拠点として位置付けること。また、広域防災拠点としての機能を、国の防災基本計画などにおいて位置付けること。
14. 頻発する地震や暴風・豪雨により水道施設において送電停止や電気設備の水没等が発生するリスクが高まっており、水道施設の被災は、住民生活を始め災害からの復旧・復興全体に大きく影響するため、迅速な応急対応が求められるが、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に水道が追加となり施設復旧に対する財政支援は拡充されたものの、施設修繕以外は対象外であるため、災害時電源確保等の応急対応に係る財政支援制度を創設すること。
また、水道施設の耐震化を図る防災・安全交付金（水道・下水道事業）について、採択基準の資本単価1立方メートルあたり90円以上を満たしていない水道事業者は、交付金を受け取れない状況となっており、加えて基幹管路（導水管、送水管、配水本管）以外の管路（配水支管）の更新事業がないため、採択基準である資本単価の要件緩和及び対象施設等の交付対象を拡大すること。
15. 消防団員の処遇改善に係る財政支援について
災害時における消防団の役割がますます大きくなる中、団員の担い手不足が顕著となっており、各自治体や消防団では団員確保に苦慮している状況である。このような中、国は団員数の確保を目的として年額報酬の底上げや災害時出動報酬の創設などの処遇改善について各自治体へ要請したが、消防団の処遇改善や定数確保については、補助制度を創設するなど、国が責任をもって必要な財政措置を実施し、地域防災力の充実・強化に努めること。

子育て支援の充実に関する決議

（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県市長会提出）

令和5年の出生数は統計開始後最も少なくなり、想定を上回るペースで少子化が進行する中、我が国における一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は平成28年から8年連続で低下し過去最低となっている。婚姻率についても同様に、女性の社会進出やワークライフバランスの浸透に伴う価値観の変化による非婚化や晩婚化に加え、長引くコロナ禍により出会いの機会が失われたことが拍車をかけ下降傾向にある。

地方においては、人口減少を抑制し、社会生活・経済活動を維持していくためには、少子化対策は欠かすことのできない喫緊の最重要課題である。

少子化対策のためには、子育てにおける経済的負担を軽減し、希望することも数を持てる環境づくりが必要である。

多くの自治体においては、子育て負担の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度化や学校給食費の無償化に努めているが、それぞれの助成内容に差異が生じており、全国一律の制度として実施することが望まれる。

国においては、令和5年4月に創設された「こども家庭庁」において、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく環境を整備するための総合的な取組を推進することとされている。

よって、国は、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次のとおり特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 次元の異なる少子化対策について

- （１） こども未来戦略方針において、3年間の集中的な取組が示されているが、自治体を通して実施される施策も多く、今後、現場が混乱することのないよう地方の実情を十分に踏まえた制度設計とするとともに、自治体が創意工夫を凝らし独自で実施する子育て支援策についても、柔軟かつ積極的な財政支援を行うこと。また、自治体間において格差が生じることのない制度設計を行い、自治体の負担増とならないよう十分な財源を確保すること。
- （２） 児童手当の拡充や出産・子育て応援交付金をはじめとした国が一律で行うべき仕組みは、自治体の財政力によるこども・子育て支援施策の地域間格差が生じることのないよう、また、自治体の負担が極力生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。また、現在は申請者の請求手続きが遅れると遡及することができないことから、当該月から遡及して支給できる制度とすること。
- （３） 子ども・子育て支援金制度について、財源の一部として医療保険者が被保険者からの徴収を令和8年度から開始することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。

2. こどもや妊産婦の医療等について

- (1) 居住地や世帯の所得等に左右されことなく、国が主体となって、全ての18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を全国一律で完全無償化する医療費助成制度を創設すること。
- (2) 令和4年度から開始した子どもに係る国民健康保険料の均等割軽減については、すべての子育て世帯の負担軽減を図るため、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下の子ども」とし、軽減割合においても「5割」ではなく「全額」に拡大し、必要な財政措置を講じること。
- (3) 重度心身障がい者、ひとり親世帯等への医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止するとともに、財政支援措置を講じること。
- (4) 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

3. 幼児教育・保育等について

- (1) 幼児教育・保育の無償化の対象を0歳から5歳児までの全ての園児へ拡充するとともに、全ての園児の給食費の完全無償化となる具体的な施策を講じること。
- (2) 「3歳から5歳までの療育を必要とする子ども」の児童発達支援に係る利用者負担は、国の制度により無償化されているが、「0歳から2歳までの療育を必要とする子ども」に係る利用者負担は、利用料の1割となっているため、独自の助成制度を設けている自治体もある。よって、発達に遅れのある児童が、どのような家庭環境にあっても経済的な負担がなく機会均等に、早期から発達支援を受けることが可能となるよう、無償化の対象を0歳から5歳までの療育が必要な子どもへ拡充すること。
- (3) 発達に偏りのある児への支援については、障がいそのものを無くすることではなく、日常生活における生活のしづらさの改善を早い段階から一緒に考えていくことが重要であり、支援体制における専門性の強化が早急に求められているため、就学前からの支援に対し、心理士や言語聴覚士の専門職配置を義務化し、その財政支援を行うこと。
- (4) 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめ、幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」での議論を踏まえ、自治体の意見を十分に反映すること。
- (5) 民間保育所運営に対する実情に応じた財政支援の充実のため、下記の措置を講じること。
 - ①定員区分、年齢毎の給付単価に加え、保育所最低機能分給付費を創設すること。
 - ②定員区分を10人単位から5人単位に見直すこと。
 - ③実情にあった地域区分に見直すこと。
 - ④定員区分毎の加算額単価を見直すこと。
 - ⑤積雪地域の実情に応じた除雪費加算に見直すこと。
 - ⑥乳児の入所希望時期が後ろ倒しになる傾向に対応するため、利用定員に応じた職員数を確保するなど、やむを得ず配置基準を超えて保育士を配置している保育所等に関して、利用定員に応じた給付費への見直しや新たな加算制度を創設すること。

- (6) 幼児教育・保育の質の確保・向上には、認可外保育施設の認可施設への移行を引き続き推進する必要があることから、円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう十分な支援を行うこと。
 - (7) 待機児童が解消されつつある状況において、民間認可保育施設の中には、年度当初に入所定員が充足せず、経営難に陥る施設が出てくることに対し財政支援を行うこと。
 - (8) 過疎地域の保育施設では定員割れが生じていることから、施設型給付費の算定方式の見直しなど財政支援を行うこと。
 - (9) 全国的に保育士不足が継続している現状をよく把握し、幼児教育・保育の質の確保・向上等に関連する施策を実行するため、保育士配置基準の更なる見直し、公定価格及び給付のありかた、並びに人材確保事業について、現場の実態に即した抜本的かつ一体的な改善を図るとともに、適切な財政措置を講じること。また、保育士の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図ること。
 - (10) 地方の若年層の人材が給与等の条件の良い大都市圏に流出しないよう、公定価格のうち、人件費に関わる部分については、地域区分に拠らない、どこの地域でもある程度の給与水準を維持できるよう設定すること。
 - (11) 国が創設した保育士修学資金貸付等事業の実施主体を指定都市以外の市へも拡充するなど、人材確保につながる取組を強化すること。
 - (12) 保育士宿舍借り上げ支援事業について、令和3年度以降、待機児童数の減少等により、補助対象期間が短縮されるなど事業が縮小されてきているが、保育人材不足の解消には長期的な取組が必要であること、保育士の年収は全職種の平均年収と比較すると未だ低い状況にあることから、特に人材不足が深刻な地域については、対象期間や上限額の拡充など更なる対策を講じること。
 - (13) 幼児教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や、物価高騰への対応等の適正な運営確保及び耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。
 - (14) 統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
 - (15) 保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。
 - (16) 就学前教育・保育施設整備交付金について、予算が上限に達したことを理由に必要額の交付の確約がなされていない事例もあることから、「こどもまんなか社会」実現のため、令和6年度所要額を確保するとともに、令和7年度以降においても全ての所要の財源を確保すること。
 - (17) 一時預かり事業について、国の基準より多くの職員配置が必要となるなど、補助基準額が実際に要する事業費よりも低く設定されており、市町村はその差額分の財源確保に苦慮している。子育て世代の多様なニーズに合った支援を推進するため、子ども・子育て支援交付金の補助基準額や各種補助金について見直すこと。
4. こども誰でも通園制度について
- (1) こども誰でも通園制度の創設に当たっては、国としても保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への財源を確保すること。
 - (2) 既存の一時預かり事業との類似性を整理し、保育現場や事務の負担を最小限にとどめ、保育施設の充足率等に効果的な給付制度とすること。
 - (3) 法令等の改正、その運用と考え方について、しっかりと説明し、自治体での例規改正

や給付制度開始に伴う事務負担への影響が最小限となるよう十分に配慮すること。

- (4) 障がいを持つ児童が通う施設も対象とすることは、自治体の部局横断的な体制整備が必要となり、施設の人員体制整備なども必要となるなど、事業実施に関連する様々な事務負担への財源を確保すること。
- (5) 「本格実施を見据えた試行的事業」の給付内容は、基本額が低額なうえ実績に基づく給付になっており、保育士等の安定的な雇用が難しく事業参入が困難であることから、本格実施に向け、実効性のある制度に見直すこと。
- (6) 制度の検討に当たっては、自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、自治体に過度な負担をかけない実効性のある制度にすること。

5. 地域における子育て支援について

- (1) 専門資格を持つ「こども家庭センター」の職員の安定した雇用のため、心理担当支援員について、資格要件の緩和も含め自治体が採用しやすい環境整備を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

6. 学校教育について

- (1) 国は、令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」において、学校給食費無償化について課題整理を行うとし、同日に閣議決定した「こども未来戦略」で示された学校給食費の無償化の実現に向けた自治体の取組状況の実態調査を行い、本年6月12日に「学校給食に関する実態調査」が公表されたが、学校給食費の無償化の具体的な内容については、明示されていない。国は、「学校給食に関する実態調査」の結果を踏まえ、学校給食費の無償化に向けた課題整理を早急に進め、全ての自治体間において格差が生じないように、保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じるとともに、義務教育に係る児童及び生徒の学校給食費無償化を実施するための財政措置を講じること。また、学校給食費無償化の方策が実施されるまでの間は、無償化を実施する地方自治体への財政支援を講じること。
- (2) 多額の費用を要する学校施設の改築は、自治体単独の負担で実施することは極めて困難であることから、次代を担うこども達の安全・安心な教育環境を確保するためにも、公立学校の校舎増改築、屋内運動場改築、プール建造等施設整備に対し、実態に即して補助単価を引き上げるなどの補助制度の拡充及び十分な財政措置を講じること。
- (3) 学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされているが、点検を行う教職員の負担が大きいこと、点検に関する専門的知見が必ずしも十分でないことが課題となっていることから、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう財政措置を講じること。
- (4) GIGAスクール構想を持続可能なものとするため1人1台端末整備について、都道府県に基金を造成しての国庫補助による財政措置が示されたが、補助対象は端末本体と端末の運搬費・設置据え付け費となっていることから、ICTに関する学校からの相談窓口としてのコールセンターの運営費用やICT支援員等配置に係る費用のほか、インターネット接続回線利用料、授業支援ソフトウェア利用料などのランニングコストについても、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 運動部活動の地域移行に係る財政負担について、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、国において必要な措置

を講じるとともに、令和８年度の休日における学校部活動の地域への完全移行後においても、国における財政支援を継続すること。また、少子化が進行する中、自治体によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、スポーツ団体等の整備充実を図るとともに持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。

- (６) 学校の統廃合に伴う遠距離通学の支援を継続していくため、スクールバスの委託契約料について、へき地児童生徒援助費等補助金に規定する現在の補助年限（５年）を廃止し、６年目以降についても継続して財政措置を講じること。
- (７) 教育環境の安定と児童生徒への質の高い指導を実現していくため、深刻化する教員・講師不足を危機的なものと受け止め、人材確保に向け抜本的対策を講じること。
- (８) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、１人１校配置するため自治体が直接雇用する学校司書の人件費について必要な財政措置を講じること。
- (９) 小中学校の特別支援学級においては、義務標準法を改正し、現在の８人から３～６人程度とする学級編成基準へと引き下げること。
- (１０) 小中学校の特別支援教育支援員について、必要に応じ確実に配置するために、専門職員配置の義務化や新たな補助制度を創設するなど財政措置の更なる拡充を図ること。
- (１１) 不登校児童生徒が増加傾向にあることから、教育支援センターに係る施設整備、並びに教育支援センターやスペシャルサポートルームの設置、及び不登校担当教員等の配置に必要な専門的な人員の拡充に対する財政支援を行うこと。また、学校以外の多様な学びの場づくりに係る人的確保や施設充実等に対する財政支援を行うこと。
- (１２) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業については、補助率の引上げを行うとともに、自治体が独自にスクールカウンセラーを配置するための必要経費の補助を拡大すること。
- (１３) 医療的ケア児の学びの保障及び保護者負担の軽減のため、医療的ケア看護師配置への財政支援を行うこと。
- (１４) 少子化による児童生徒数の減少に伴い、現行の学校栄養職員の配置基準により、学校栄養職員が配置されていない学校給食の単独実施校が増加しているため、学校栄養職員の配置基準を見直すこと。

7. 放課後児童クラブについて

- (１) 放課後児童対策について、「放課後児童対策パッケージ」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。また、障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。
- (２) 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう賃金改善を図ること。
- (３) 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭や低所得世帯等の利用料減免を行う場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (４) 「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象施設が平成２７年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (５) 「障害児受入推進事業」における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定して職員を雇用できるよう既存の補助基準額を引上げること。

- (6) 放課後児童クラブにおいても地域の事情を踏まえた学習支援や多様な体験・活動の支援を行えるよう、「質の向上」に資する取組についても子ども・子育て支援交付金の対象とすること。
 - (7) 子ども・子育て支援交付金の放課後児童クラブの施設整備における補助基準額等が十分なものになっていないため、補助基準の引き上げ等を行うこと。
8. 高等教育に係る就学支援制度の充実について
- 学びたい意欲のある全ての若者が、家庭の経済状況に左右されず、安心して教育を受けられるよう、授業料の減免制度や給付型奨学金制度の更なる拡充を図ること。

国際リニアコライダーの誘致実現に関する決議

（岩手県市長会提出）

国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初となる国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点である。世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004年から国際チームによるＩＬＣ技術開発を進め、2013年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところであるが、未だ実現には至っていない。

現在、ＩＬＣの実現に向けては、昨年７月に高エネルギー加速器研究機構と欧州合同原子核研究機関との間で次世代加速器の技術開発を国際的に進める新たな枠組みとなるＩＬＣテクノロジーネットワークに関する覚書を締結するとともに、ＩＬＣ国際推進チームは、政府間協議に向けた環境を醸成するため、国際有識者会議を設置しグローバルプロジェクトとしてのプロセス案の検討を進めている状況にある。

ＩＬＣの日本建設は、科学技術分野において日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、世界最先端の研究を行う人材の定着やイノベーション拠点の形成、ものづくりの競争力強化など、国家の経済力や国際競争力、ひいては国家安全保障の向上につながるものと認識している。

よって、国は、ＩＬＣの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、国民のＩＬＣに対する関心と理解を深めながら、ＩＬＣの早期実現に向けて、次の事項に取り組むよう要望する。

記

１．ＩＬＣ計画の位置づけについて

ＩＬＣ計画を我が国の科学技術の進展、さらに地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、震災復興、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生の柱とし、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけたうえで、政府全体で誘致活動に向けた取り組みを確実に進めること。

２．ＩＬＣ実現に向けた国際調整等について

ＩＬＣの実現に向け、国際プロジェクトを主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整等の早期合意を目指し、確実な実現を図ること。

３．ＩＬＣ実現に向けた情報発信について

ＩＬＣ実現に向けた政産官学及び地域社会での様々な取り組みを海外政府に情報発信すること。

４．加速器研究開発等に係る予算の確保について

国際協力による加速器の研究開発費等の予算を引き続き確保すること。

公立病院への経営支援に関する決議

（青森県市長会提出）

公立病院は各医療圏の中核的役割を担っており、地域医療を支えているが、新型コロナウイルス感染症の流行や物価上昇などの社会情勢の変化は、公立病院の経営に大きな影響を与えている。

新型コロナウイルス感染症は依然として患者の増減を繰り返し、季節を問わない入院患者に対応するため、コホートや個室隔離など、病院側が受入れ患者の抑制を余儀なくされることにより、入院収益が大きく減少しているほか、電気料金や燃料費、運送コストの高騰に伴うあらゆる物品調達額の上昇などにより、病院経営は危機的な状況に陥っている。さらに、病院事業収入は公定価格である診療報酬制度に基づくことから、物価上昇コストを料金に転嫁することは困難であり、地域医療崩壊の危機となっている。

また、救急医療に係る不採算部分には、国の交付税措置を含む自治体からの繰出金が補填されているものの、自治体の負担は大きく、今後も持続可能な救急医療体制を確保していくためには、医師、医療スタッフ等の人員確保と、救急医療をはじめとする不採算部門の運営に対する財政支援措置の更なる充実強化が不可欠となっている。

よって、国は、地域医療の担い手である公立病院が、収益減、費用高騰を克服し、安定した地域医療を継続して提供できるよう、特例的措置として不採算医療等による経営困窮に対し速やかな経営支援策を講じるほか、恒久的な対策として、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 現行の診療報酬制度では急激な物価上昇に対して適正な対策が講じられていないことから、2年毎の改定を待たずに社会情勢の変化を診療報酬に反映するなど、診療報酬制度の速やかな見直しを図ること。
2. 病院事業における消費税処理は、制度創設時から病院経営に多大な影響を与えているとの指摘があったものの、制度の見直しは行われず、税率引き上げの度に病院経営への影響は大きくなっており、さらに、全国的な建設費の高騰により病院整備に伴う控除対象外消費税の増加も大きく懸念されることから、経営体に負担を求める現行制度の見直しを図ること。
3. 救急医療の不採算経費の補填及び高度急性期医療体制の確保財源とするため、病院事業に係る普通交付税措置のうち「救急告示病院分」の算定額については過疎地域（不採算地区）を医療圏とする病院分を特別枠とした上で算定額を増額し、また、特別交付税措置のうち「不採算地区中核病院」についても算定額を増額すること。